

地区自治協議会から市へ出されたこれまでの課題・要望への対応状況

期間	分類	地域から出された課題・要望	対応状況	状態
平成24年度～26年度 (4地区のモデル事業期間)	存在意義	①地区自治協議会の設立意義が浸透しない。 ②地区自治協議会についての地域への浸透。	<p>【地域コミュニティ活性化シンポジウム：H18～】 町内会の活性化や新たな地域コミュニティに関する取り組みについて説明 (H22.H25～H28.H30は市民生活部長も講演)</p> <p>【市政懇談会：H25・H26】 ・市政情報で、地域コミュニティ推進施策に係る概略を説明。</p> <p>【広報啓発活動：H25～】 ・市HPによる広報開始。市HPのトップページにバナー設置 ・H27～H30町内会長研修会において、地域コミュニティ推進施策に係る概略を説明。</p> <p>【地区自治協議会連絡会議：H25～】 定期的に自治協の会長や事務局長が集まる会議を開催。地区自治協議会設立の目的を説明。</p> <p>【条例の制定：H30】 住民自治組織の役割・地区自治協議会の取組事項を明確化</p> <p>【地域運営研究会：R3】 地区自治協議会の本質的な役割や適切な地域運営の共通認識を図る。</p>	△
	事務局 人材・人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局員の雇用の経費の増額が必要。 ・事務局長を地域から選任するには人材育成、補助金の増額が必要。 ・組織の統合が進むと事務局の業務が増えるので補助金の増額が必要。 ・事務局長や事務局員は嘱託職員として市が雇用し専門的に事務を担当する必要がある。 ・地区公民館の職員にも併任辞令の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が標準例としてお示ししている事務局長40万、事務局員70万の人件費補助を、平成30年度のアンケート実績を基に令和3年度から事務局長60万とした。 ・令和3年度からコミュニティセンター職員は市民生活部所管となり地区自治協議会の活動の支援が業務となっている。 ・地域運営研究会で、「4.事務局はどうあるべきか」を整理。 	△
	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は年度当初の4月から執行できるよう早期交付や前払いを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業を踏まえ、平成26年4月の要綱制定時から概算払いで補助金の交付を行うようになった。 ・会費等の自己財源の確保も同時をお願いしている。 	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助金の申請、報告窓口を一本化する取組。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協働推進課の窓口で補助申請書類の一括送付や受付を実施。 ・現在、各補助金申請手続きの省略化を検討中。 	△
	市役所機構	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内にコミュニティ関係の専門部署を設け業務の一元化を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度からコミュニティ協働推進課を設置した。 	○
27年度～29年度(全地区設立期間)*上記以外の新たな事項	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局スペース不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室拡張工事等により対応。 ・ただし、地区自治協議会連絡会議において、日宇地区、つくも地区、柚木地区、中里皆瀬地区からスペース不足の要望あり。 	△
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代役員の人材不足 ・若年層の参加者が少なく特定の参加者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活性化シンポジウムの開催により、住民参加の啓発実施。 ・令和3年度に地区公民館からコミュニティセンターへ変更。利用範囲を広げたことにより、新たな人材との交流の場を設定。コミュニティセンターを通して、新たな人材の確保を目指す。 	△
	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金(地域コミュニティ推進補助金)が使いにくい 	<p>令和3年度から補助対象条件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動目的内であっても、補助対象外経費を細かく設定していたため、補助対象外経費の限定により、次のとおりの改善を図った。 <p>【補助金の対象とならない経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事務局職員に支払う賃金 ②個人資産形成にかかる経費(役員手当等)で、その合計が補助金の1割を超える部分 ③慶弔費 ④懇親会等に係る経費で、一人当たり単価が6千円を超える部分、または、その合計が補助金の1割を超える部分 	○

地区自治協議会から市へ出されたこれまでの課題・要望への対応状況

期間	分類	地域から出された課題・要望	対応状況	状態
	地域団体との再編・合流	・他団体（福祉推進協議会や青少年健全育成会）との合流の進め方、補助金問題、合流後の事務量増大	地域運営研究会で「2. 地域内組織間関係はどうあるべきか」を整理。	△
	情報化及び情報共有	・行政の広報、情報メティア設定遅れ、自治協議会間ネットワーク不足、行政との対話不足	・佐世保市HPで自治協活動を広報。 ・ご近所SNSまちまちで、町内会活動を広報。 ・地区自治協議会連絡会議⇒ブロック代表者会議を設置。また、ネットワーク不足解消のために、令和元年に事務局職員研修を実施。今後も継続予定。	○
30年度～（全地区設立後）*上記以外の新たな事項	存在意義	・やらされ感が大きい。 ・イベントに多くの労力がとられる。	地域運営研究会で「1. 自治協議会の本質的役割」のなかで整理。	△
		・以前より仕事が増えた。 ・行政から持ち込まれる案件が増えた。	地域運営研究会で「1. 自治協議会の本質的役割」のなかで整理。	△
	公民館との連携	・公民館職員の協力が得られない。	令和3年度からコミュニティセンター職員は市民生活部所管となり地区自治協議会の活動の支援が業務となっている。	○
	事務局人材	・地域選出の事務局長が見つからない。	地域運営研究会で「4. 事務局はどうあるべきか」の中で整理。	△
	補助金	・一括交付金としてほしい	地域運営研究会で「3. 財源はどうあるべきか」の中で整理。	△
令和元年度～令和2年度	コミュニティセンター運営	・地区自治協議会が指定管理を受けてコミュニティセンターの運営を行うことは難しい、又は将来的には目指したいが、まずは市直営でやるべき。 ・地区自治協議会の事務局機能を併せ持つ法人組織が指定管理を受けてコミュニティセンターの運営を行うことは提案自体が時期尚早、又はしくみが理解できない、又は反対であり、市直営でやるべき。	令和3年度から市直営（市民生活部所管）で行う。 ・地区自治協議会連絡会議ワーキング会議 4回 ・地区自治協議会連絡会議地区別ブロック会議 各ブロック1回 ・ブロック代表者会議 2回	○
令和2年12月要望書	コミュニティセンターと自治協との連携・協力体制の確立	・全地区公民館に指導・通知 ・職員の事務分掌に自治協議会の支援・連会・協力等の明記 ・市長と自治協会長と相互応援に関する協定書締結	・R2に、社会教育課職員が個別に各館を訪問し、職員を面談しながら、自治協議会との関係性や連携・協働のあり方等を説明し、確認した。市民生活部も、R3.1月から毎月館長研修会と職員研修会をそれぞれ開催し、これまでのコミュニティ推進に関する計画や地区自治協議会の事務局のサポートについても研修を行い、共通認識を持つように取り組んだ。 ・事務分掌に、地区自治協議会の事務局支援を明記した。 ・協定書に関しては、地域運営研究会において、盛り込むべき協定項目も明確になるものと考えており、これを踏まえての対応としたい。	△
	事務局人件費補助の増額	・年間350万円	地域運営研究会で「4. 事務局はどうあるべきか」の中で整理。	△
	補助金の一括交付金化	・地域課題の解決に向けた活動の充実のため ・事務局の負担軽減のため	地域運営研究会で「3. 財源はどうあるべきか」の中で整理。	△